

件名	知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室、教育総務課
根拠法令等	地方自治法
<p>【改正の概要】</p> <p>これまで予算で定めていた特別職の退職手当の額について、その算出率等の算定方法を条例に規定する。</p> <p>今回規定する算出率は、従前の算出率からそれぞれ100分の5を減じている。</p> <p>1 知事等の退職手当に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 退職手当の額の算定方法</p> <p>退職手当の額 = 退職の日における給料月額 × 在職月数 × 算出率</p> <p>算出率 知事 100分の70 副知事 100分の50 出納長 100分の40</p> <p>(2) 在職月数の計算方法</p> <p>知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（上限8月）</p> <p>2 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 退職手当の額の算定方法</p> <p>退職手当の額 = 退職の日における給料月額 × 在職月数 × 100分の40</p> <p>(2) 在職月数の計算方法</p> <p>1(2)と同様</p>	
施行日	平成16年1月1日
【その他参考事項】	